

第4回 橋本市公共下水道事業審議会 会議録

日時：平成24年1月26日（木）午後1時30分～午後4時15分

場所：橋本市役所 3階 議会委員会室

【審議会出席委員】

濱田學昭委員、上久保修委員、笹嶋邦彦委員、贅川一郎委員、畑野富雄委員、
荻田一郎委員、堀川憲一委員、上田良治委員、石橋英和委員、加藤昌男委員

【審議会欠席委員】

丹下一子委員、矢野佳世子委員

【審議会内容】

1. 開会

- ・委員交代による新委員の紹介 新委員 堀川憲一 委員
傍聴人：なし

2. 会長あいさつ

「橋本市公共下水道事業審議会運営規程」に基づき、会議録署名委員2名を指名
会議録署名委員 贅川一郎 委員
会議録署名委員 上田良治 委員

3. 議事

第3回審議会の要点について説明を行う。

(1) 公共下水道維持管理費・資本費の推計について

事務局より資料に基づき説明

【質疑応答】

(委員)

維持管理費について、管渠費で括ってしまっているのでわかりにくい、例えば電力費、
人件費等のように、具体的な項目を示してほしい。

さらには、それぞれの維持管理費に占める割合がわかりやすいように円グラフで示し
てほしい。当然費用というのは、実際必要であるが、どこかで節約する部分もなくては
ならないと思う。

(事務局)

維持管理費の実績ということで、第3回資料の16ページに汚水処理費の内訳として、
円グラフで説明させていただきました。この中で人件費については約11%、動力費につ
いては約1.7%となっています。

(委員)

汚水処理原価の内訳ではなくて、維持管理費の内訳を示してほしい。一番問題になってくるのは維持管理費がどれくらいかかるのかということである。

全国的に見ると、維持管理費の約 23%が人件費になっています。修繕費が約 13%になっています。橋本市ではこの率がどのようになっているか知りたい。

(事務局)

維持管理費の内訳といたしましては、平成 22 年度の実績で、人件費が 11%、修繕費で 8%、材料費で 1%、管渠、ポンプ場の委託費で 53%、その他が 27%を占めています。

(委員)

橋本市の場合、流域関連公共下水道であり維持管理費も全体の約 74%が流域下水道維持管理負担金となっています。この部分が多いが、また、内訳も解らない、さらには橋本市ではどうしようもないと言われると、話は進まなくなります。

(委員)

只今説明を受けた資料ですが、この資料で何を言いたいのか、何を伝えたいのかが解りません。何を言いたいのか具体的に説明していただかないと。

(事務局)

今説明させていただきました資料につきましては、今後平成 32 年までの有収水量の推移、それから接続人口がどのように推移していくか、さらには、それによって汚水の量がどのようになっていくかのシミュレーションをおこない、そのような推計を行うことによって維持管理費も将来的にどうなるのかを説明させていただきます。

前回の資料の 5 ページで、使用料算定の作業フローを説明させていただきました。その資料に基づいています。

(会長)

前回までは、過去のデータ（料金や汚水量）を説明いただきました。ただ、前回までは将来の見通しがなかったので、今回は、将来の見通しを出していただくと言うことで出していただいたのが今回のデータです。

流域の負担分の中身ですが、請求されたものを素直に、「はい。そうですか」と払うだけでなくチェックすることも大切ということです。こういうご指摘だと思います。

(委員)

和歌山県と結ばれた覚書の中の第 1 条に下水道施設を適正に管理し、コスト縮減に努めることが明記されています。県がどこまでコスト縮減に努力したのかを検証しないといけないと思います。

今後人口は減少していきます。このままでは、施設の増設はしなくても平成 42 年までは今の施設で十分対応できると思いますが

(会長)

いま委員さんからご指摘の話、ほんとうはどうなっているのか、お話しただけませんか。当審議会の中でどうこの内容を議論するのも、また、別途考えなくてはならな

い問題だと思いますが。

(事務局)

この前から、伊都浄化センターで聞いた話では、できるだけ経費削減に向けて施設の運転とか、薬品についても、ずっと入れるのではなく間隔を空けて投入するといった方法とか、コスト削減に向けて努めているという話は聞いています。

(事務局)

流域下水道の話は、また改めてさせていただきます。流域下水道維持管理負担金につきましては、この場では、認識していただくという形になります。

経費節減のことにつきましては、市としても協議を行いまして、現在の経営計画が成立しているということでございます。その中身については、また改めて説明させていただきます。資料にある管渠費で一括りにしている経費については、ご指摘のとおりわかりにくいです。大事な使用料の考え方を決めていただくのですから、次回にもう少し具体的に説明できるよう整理させていただきます。

維持管理費につきましては、流域下水道、橋本市の下水道両方の維持管理費の内訳について説明させていただきます。

(委員)

流域下水道の維持管理負担金は、橋本市の維持管理費に大きなウエイトを占めています。それについては、次に説明をいただけることは、よくわかりました。しかし、その説明を聞かせていただいて、議論をして、文句を言ってとおるのですか。

こちらから改善を求めたら、対等にものがいえる状態にあるのですか。

(事務局)

流域下水道維持管理負担金については、議論と言うより、意見は聞かせていただきます。ということです。

流域下水道では、評議委員会がございますので、その中で意見として述べることはできます。

ただし、この審議会でそのことが決するというには至らないということです。

(委員)

使用料の値上げと言うことになると、理由付けが不可欠となります。審議会として答申を出して行くには、維持管理費について、市として切り詰める努力をする部分と、仕方がない部分があります。そのあたりの検討ができるように、説明をしていただきたい。

一般会計からの繰入金がありますが、それは、市民全体の負担にかかわってくるので、抑える部分は、抑えています。負担金の値上げは仕方がない、市だけの問題ではないですから、答申には、そのあたりの話をわかりやすく載せていく必要がある。

(委員)

接続率の向上についてですが、今後、接続率を増やすには「こういうことをしたらいい

いのではないか」とか、検討していかななくてはならないと思います。今後、接続率を増やすのはもちろん、経費を節減するのが1番効果が現れることだと思います。

接続率を増やすためには、「どのようなことをしていくのが効果的か」というような議論も必要ではないですか。

(会長)

我々この審議会でやらなくてはならないのは、9月までに答申を出さなくてはならないということで、接続率の向上の議論は大切ですが、今回の審議会で、審議するには時間的なものがあって難しい、次の審議会で、新たな諮問でということだと思います。

他にないですか。

(委員)

整備人口と接続人口のグラフで、平成23年度の整備人口が37,653人で、平成29年度の接続人口が37,555人ですから、整備しなくても、今後5年間は接続のみに力を入れたらいいのではないですか。工事に係る経費を全部節減した方がいいのではないか。

(事務局)

未整備の地域によっては、公共下水道に接続したいという強い要望があるところも多くあります。そのような地域を置き去りにして工事をストップして接続だけに傾注するというのは、政策的に見ても疑問を感じます。

(委員)

私が思ったのは、下水道の整備は、計画があってその計画に沿って淡々と整備を進めているように思ったので、発言させていただきました。

富田林市は、公共下水道と合併浄化槽の費用を検討して、費用対効果のよい手法を選択している。と聞いています。

橋本市も下水道計画区域だからずっとこのままではなくて、整備のストックもある、処理場の能力もある、5年くらい整備をとめて、なにに重点を置いたらいいのか考える必要があると思います。

(事務局)

富田林市の事でございますが、ここは大阪府の流域下水道から区域を除外して、市町村設置型の浄化槽区域に変更して、市町村設置型の浄化槽事業を実施しています。

浄化槽事業との兼ね合いは、現在橋本市全体の生活排水処理基本計画を見直し作業中です。

橋本市では、公共下水道の整備に時間を要しています。約60年かかるという試算です。本市の下水道区域の見直しは、改めて審議会でご議論いただくことにしたいと考えています。

(委員)

橋本市の2月広報を見せていただいたのですが、接続の啓発記事が掲載されていまし

た、「供用開始後3年以内に接続してください」となっていますが、このことについて説明してください。

(事務局)

公共下水道への接続は、下水道法の中に第10条で、公共下水道の整備が終わって供用開始された場合は、遅滞なく排水設備を設置し接続しなければならない。となっている。ただし、第11条の3においてくみ取り便所の場合は、3年以内に接続しなければならない事になっています。

広報には、供用開始から3年以内に接続してくださいとお願いしています。

(委員)

資料の中で、整備人口と接続人口のグラフですが、同間隔か若しくは開いているもっと近づけなくてはならないのではないですか。平行ではだめです。もっと接続の努力をしなければならないと思います。整備計画ならばもっと厳しい目で表を作成すべき。

(事務局)

整備計画につきましては、流域下水道の経営計画を準拠しています。

(会長)

接続率の数値というのは、二面性を持っています。ご指摘のようにもっと接続率を上げた、厳しい計画とすべきとの意見もある。ところが、この数字について経営上は甘い見積となる。

(委員)

ある町の事例ですけど、接続率を伸ばすために、役所が地域の自治会と喧嘩するぐらい、喧々がくがくの議論をして事業実施している事例がありました。そこは、接続率は高いです。

(事務局)

橋本市では、地域を含めて区長から、強い要望書を提出していただいて、事業実施しています。事業認可、設計時、工事時、工事完了時、供用開始時に住民に対して説明（接続に必要な費用等）を行います。

しかし、住民の中には、高齢化が進んで一人暮らしとか、ご夫婦だけとか、息子も帰ってこないというような状況や、経済的に苦しい家庭もございます。

(委員)

橋本市の現在の接続率が約80%近く行っている。この数字を見ると接続率はいいように見える。しかし、これは大規模団地を接続しているためで、それを除くと60%近い状態ですよ。

この状態で、下水道使用料の値上げを実施したら益々接続敬遠されると思います。

接続の補助金がありましたよね。もう一度説明願いますか。

(事務局)

第1回目の資料の中で、「橋本市の下水道」というパンフレットの9ページに橋本市の

助成制度を紹介しています。

1つは、排水設備工事に関して工事資金を借り入れられた場合その利息の内3%までで金額46,000円を限度として利子の補給を行います。

2つは、下水設備工事に対する助成金として、75,000円を助成します。

3つは、受益者負担金の1/3を減免する制度です。

この条件として、市税等の滞納がないこと。供用開始3年以内であること。さらには、2、3については、世帯構成員全てにおいて市県民税が非課税が条件となります。

(委員)

広報等でアピールしてもらって、もっと接続率を増やしてください。

それから、工場排水ですが平成26年からあとがほとんど伸びていませんが、説明してください。

(事務局)

平成26年ぐらいまでは、橋本市エコヒルズへの企業誘致もある程度予定的なものの報告がありました。しかし、26年以降につきましては、状況的にも確定することは難しいということでした。経営上厳しい方向で推計させていただきました。

現状の企業としては、水を多く使うところも、いったん使った水を一回で下水に放流するのではなく、何回も循環させて使用するところがほとんどです。

(委員)

水道料金が高いので、企業も接続しないという理由もあるかも知れません。もっと安くする努力をしてもらわないと企業も進出してこないかも知れません。

(委員)

橋本市を流れる紀の川もAランクではありますが、内でも下位に位置しています。

橋本市は水がきれいな紀の川がある町である事を宣伝できるように、市民が努力して下水道に接続して、紀の川をきれいにしよう、市民のみならず、役所と市民が一体となって、市民運動をやったらどうですか。

(事務局)

大変ありがたい意見だと思います。市民意識を盛り上げることは、非常に大事なことだと思います。紀の川の上流部でも水源涵養林の整備ということで、川上村は大変な努力をされています。その水を利用する橋本市、和歌山市、紀の川市、もいろんな面で協力しているところです。そういう努力はあっても、橋本市の紀の川がきれいかどうかは、上流部で、下水道を含めて水質保全していただけるかが、大きな鍵となります。

(委員)

起債について、どういうものか教えていただけませんか。

(事務局)

起債の事ですが、下水道工事を実施します。工事には、補助事業、単独事業等あります。補助事業では、国庫補助金が交付されます。そのほかに受益者負担金が工事に充当

されます。それらの歳入を除いた工事金について、市は借金をいたします。この借金が起債ということです。

(会長)

公費負担すべき経費の中で、分流式下水道に関するものについて補足していただけますか。

(事務局)

下水道には、合流式と分流式があります。ということを説明しましたが、合流式の場合管路は1本で雨水と汚水を流します。分流式は、汚水と雨水を別々の管で流します。工事についても、分流式の方が工事費が多くかかることとなります。この割高な部分も受益者が負担するということとなります。そこでこの差異部分について、一定部分を公費で見るのが分流式下水道に要する経費ということです。

(委員)

公費負担の対象となる経費のうちで、不明水に関しての経費についても公費的な部分があるということですが、橋本市は対象になっていない、将来的には対象となるということですか。

(事務局)

不明水は量的に言いましたら、全体の10%は計画で見込んでいます。その量を超えた分については対象となります。

(委員)

橋本市は流域下水道で整備していますが、雨水に要する経費はないのではないですか。

(事務局)

橋本市公共下水道といいますのは、雨水と汚水を両方整備していくのが、橋本市公共下水道となります。雨水幹線の整備も橋本市公共下水道事業特別会計で支出しています。

(会長)

時間も押してきていますので、次の段階、15ページ以降に移りたいのですがよろしいですか。

(委員)

資料の中の使用料単価についてですが、130円の場合はこうなる、160円の場合ということですが、2つだと160円にしなければならないのか、と取られがちである。

例えば、10円単位で区切ったいろいろな推計を出してほしい。

(事務局)

今回は、とりあえず参考数値を上げさせていただきました。次回の審議会において、10円単位でとか、5円単位とかお聞きして、次回の資料で出させていただきます。

(委員)

資本費と維持管理費がm³単位でどのように推移していくのか。また、接続率が向上すると、どのような効果があるのかについて、グラフ等の資料を示していただきたい。

(事務局)

それは、計算して次回審議会で提示させていただきます。

(委員)

一般会計繰入金というのがありますが、これは、下水道を利用していない人からも、汚水を処理するためにかかる費用を出していただいているということになります。

特に一般会計からの繰入金が多く、下水道を使っていない人の税金も使うということになるのであれば、他市等でも多く採用されている、下水道を多く使う使用者に、下水道使用料を多く支払っていただくような形に変えるべきだと思います。

(事務局)

これは料金体系の問題となると思います。使用料には基本料金と別枠で従量制の部分で、定量制と逦増制があります。どちらも長所、短所があります。使用水量に応じて使用料金が増えると、多く水を使う企業さんとかは進出しにくくなります。

橋本市において逦増制をとすることは、また、改めてご議論いただけたらと思います。

(会長)

おっしゃるように、一般家庭と企業との区分の仕方もあるし、考え方がいくつかあります。どのやり方を選ぶかということになります。

冒頭に、本日のこの維持管理費と資本費の推計のところでご議論いただきたいということで、申し上げていた、汚水処理にかかる維持管理費、資本費で賄う割合をどうすべきかという話がないとできない話で、維持管理費は全部、それから資本費をどの程度回収していくかということも議論していかないとふつう使用料金につながらないので、次回にむけてそういう割合を考慮して使用料を考えていただくというのが大事かと思えます。

(委員)

伊都浄化センターについて、県の管理で市として意見は言えても、ここで決定できないと言われていますが、センターを1番使用している橋本市が、県から委譲を受けて、市が管理するようにしたら、市で経費を節減できるし、私らも十分検討できます。

浄化センターをすべて民営化しないと、コスト下がっていかないとします。市が運営するとか、民営化するとか、はもうどうにもならないことなのか、と思って意見を言わせていただきました。

(会長)

それでは継続して、次の審議会で議論していくことにしまして、本日の議題としまして、その他について何か事務局のほうでありましたらお願いします。

4. その他

(1) 次回審議会の日程について

事務局より次回及び次々回の審議会日程について確認を行う。

【確認】

次回 第5回審議会日程 2月22日(水)午後1時30分～

【提案】

次々回 第6回審議会日程 3月15日、16日、19日、23日

【決定】

次々回 第6回審議会日程 3月19日(月)、23日(金)午後1時30分～

5. 閉会 閉会時間 午後4時15分

議事録署名

議 長 _____

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____